別紙

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白岡市国民健康保険税条例(昭和29年白岡町条例第14号)の一部を 次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第20条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」 を「53万5,000円」に改める。

第20条の2中「第21条の2」を「第21条の2第1項」に改める。

第21条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実 を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に 規定するものをいう。)」に改める。

附則第2項中「第20条第1項」を「第20条」に、「同項」を「同条 第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中 「第20条第1項の」を「第20条の」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の白岡市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。